

業務改善助成金申請にあたっての注意事項

1 お問い合わせ先について

業務改善助成金に係る一般的なご相談については専用の業務改善助成金コールセンター
(電話番号:0120-366-440 受付時間:平日9時00分から17時00分)にお問い合わせください。

申請窓口は、事業場所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。

2 業務改善助成金の内容確認について

業務改善助成金には、中小企業であるほか、様々な要件があります。

また、業務改善助成金の各手続きには申請期限があります。

事前に、厚生労働省のホームページ([業務改善助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp))をご覧ください。

3 申請書の提出について

指定された各様式に記載漏れがある場合や、審査に最低限必要な書類が一通り添付されていない場合は、申請の方法(窓口か郵送か)及び時期(賃金引上げ日や申請期限に余裕があるか否か)に関係なく、申請を受理できず申請書類一式を返戻させていただきます。

返戻の結果、賃金引上げ日や申請期限を徒過してしまい申請の機会が失われてしまうおそれがありますので、申請書の記入漏れ及び資料の添付漏れがないかご確認のうえ、期限には余裕をもってご申請ください。特に地域別最低賃金改定日や交付申請期限日が近づきますと多数の申請が予想され、返戻までに一定の期間を要する場合がありますのでご注意ください。

また、郵送の際は郵便事故防止のため、特定記録、レターパック、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送し、配達状況については、配達業者にご確認ください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。

なお、審査業務を迅速に行うため、郵送による写しの返却はお断りしています。返信用封筒を同封されていても対応いたしかねますのでご注意ください。申請書の写しが必要な場合は、あらかじめ申請書の控えをご用意の上、来局にてご申請ください。ご理解ご協力お願い申し上げます。

4 添付資料について

原則として提出された書類によって審査を行いますので、添付資料について不備を指摘された後、書類の作成間違い等を主張されても差し替えを認めることはできません。

5 物品の購入等について

助成金の対象となる物品の購入(発注・契約・納品・設置・支払い)や事業の実施等は、**交付決定後**である必要があります。原則として交付決定前に納品等された場合は助成を受けることができませんのでご注意ください。

6 業務改善計画の金額や内容等の変更について

業務改善計画を実施する中で、金額や購入物品等が変更になることが発覚した場合、軽微な変更を除き**あらかじめ(発注・契約前)事業計画変更申請書(様式第3号)を提出する必要があります。**

事業計画変更申請書をご提出された場合でも、事業計画変更承認通知書による承認決定がおりるまでは、契約・納品・支払いのいずれの業務改善計画も進めることができません。その為、承認前に計画を進めている場合は助成を受けることが出来ませんのでご注意ください。

※軽微な変更かの判断は労働局にて行います。変更をご検討の際は事前にご相談いただきますようお願いいたします。

7 業務改善計画の完了期日を変更する場合

業務改善計画を実施する中で予定の期間内に終了しないと判明した場合、事前にご相談いただき、**あらかじめ(当初の事業完了予定期日経過前)「事業完了予定期日変更報告書」(様式第7号)を提出する必要があります。**

8 労働関係法令違反について

労働関係法令に違反している場合、助成金の交付対象とはなりません。申請にあたっては労働関係法令に違反していないかご確認ください。

(例)

- ・最低賃金額を下回る賃金を支払っている
- ・法定の休憩時間を付与していない

9 費用の支出について

改善事業の費用の支出は**原則振込払い**ですので、振込記録がわかる書類を添付してください。ネットバンキング等を利用しての振込払の場合は、振込完了が確認できる資料が必要となります。

※振込手続依頼を受けたことを証明するものにすぎない資料であり、当該依頼に基づき実際に費用を支出したことが確認できない場合は交付額の確定はできません。

※法人名義の申請であれば法人が、個人名義の申請であれば個人本人が費用支出していることが必要です。

※クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払いの場合、**交付決定の属する年度の1月31日(やむを得ない事由により1月31日を超え3月31日までとする必要がある場合に、交付申請書に理由書を添えて提出し、認められた場合は当該期日)までに口座からその費用の全額が引き落とされていることが必要です。**

※振込手数料を改善事業の受託者負担とした場合は当該手数料分の値引きがあったものとして、助成額が減額されることがあります。

お問い合わせ先

奈良労働局 雇用環境・均等室

〒630-8570 奈良市法蓮町387 (奈良第三地方合同庁舎2階)

電話番号:0742-32-0210

(R5.8 奈良局)

(R6.5 奈良局 改定)

(R7.5 奈良局 改定)

(R8.6 奈良局 改定)

(R8.8 奈良局 改定)